

令和4年度 住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

- 令和4年度課税情報を活用することにより、町道民税均等割が新たに非課税となった世帯に1世帯あたり10万円を給付します。
- なお、令和3年度の非課税世帯または家計急変により、本支給を既に受給した世帯は対象外になります。（既に本給付金を受給された世帯に再度支給されるものではありません。）
- 支給対象と思われる世帯に対して、「令和4年度 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給要件確認書（以下、「確認書」）を郵送します。
- 令和4年1月以降、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、住民税非課税相当（家計急変）の収入となった世帯⇒裏面参照。

給付金の支給額

1世帯あたり10万円

給付金の支給時期

斜里町で確認書（または申請書）を受
理した日から2週間後が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

※既に臨時特別給付金を支給済の世帯は対象外です

世帯全員の令和4年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

令和4年1月以降の収入が
減少し **「住民税非課税相当」**
の収入となった世帯（家計急変世帯）

確認書が届きます（要返送）

※一部申請が必要な場合があります

返送期限：発行日から3ヶ月以内

令和4年6月1日時点で住民登録のある
市区町村から確認書が送付されます。

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です

申請期間：令和4年6月1日（水）

～令和4年9月30日（金）

申請時点で斜里町に住民登録のある場合
に申請してください。

【申請書配布・提出先】斜里町役場 住民活動係

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 令和4年度住民税均等割が非課税の世帯

世帯の全ての方が、令和3年12月10日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、斜里町から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。**※既に本給付金を受給された世帯は対象外です。**
- 中身を確認して、**返信してください。**
- 【確認事項】
 - ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
 - ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと
 - ③既に本給付金を受給された世帯または世帯主であった方を含む世帯ではないこと



令和3年12月11日以降に斜里町に転入した世帯の場合

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒にお住まいの市区町村の窓口へ、直接または郵送でご提出ください。



II 令和4年1月以降、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当（家計急変世帯）となった世帯（※）

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少したこと

+

R4.1以降の任意の1か月収入

≤

×12月

扶養している親族の状況	非課税相当限度額（収入額ベース）
単身又は扶養親族がない場合	93.0万円以下
配偶者・扶養親族（計1名）を扶養している場合	138.0万円以下
配偶者・扶養親族（計2名）を扶養している場合	168.3万円以下
配偶者・扶養親族（計3名）を扶養している場合	210.3万円以下
配偶者・扶養親族（計4名）を扶養している場合	250.3万円以下
障害者、寡婦、ひとり親、未成年の場合	204.4万円未満

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
（※）住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和4年1月以降の任意の1か月収入×12倍）が住民税均等割非課税水準以下であることを指します。

【必要書類】

- ・任意の1カ月の収入が分かる書類（給与明細等、事業や不動産収入の帳簿、年金決定通知書等）
※非課税の公的年金等収入（遺族、障害年金等）は含みません
- ・令和4年中の収入見込額が確認できる書類（源泉徴収票、確定申告書等）
※年間所得により申し立てる方で、事業収入等の経費がある方は、帳簿等の経費が分かる書類

お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金コールセンター ☎0120-526-145
受付時間 9:00～20:00（12/29～1/3を除く）

斜里町役場 民生部 住民生活課
住民活動係 ☎0152-26-8312
受付時間 平日9:00～17:30